

地図見本 縮小版

(この見本では、1/1800の地図を
70%に縮小しています。)

対象施設が敷地の外縁から200メートル以内でない場合は、
同心円の中心点は施設の中心部一点でもかまいません。

<対象施設>

- 1 学校教育法第一条に規定する学校(大学を除く)、
同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条
第1項に規定する各種学校
- 2 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設
- 3 社会教育法第二条に規定する社会教育に関する施設
その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものと
して都道府県の条例で定めるもの(公民館)
- 4 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- 5 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第
29条に規定する博物館に相当する施設
- 6 少年院法第2条第1項に規定する少年院
- 7 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
- 8 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年
の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他
の施設で、知事が指定したもの

敷地の外縁から半径100メートルと
200メートルの線を描く

指定施設までの直線距離を記入

40M

100m

100m

200m

200m

縮尺、スケールを記入
(1/3000以上)

縮尺 1 : 1,800

紙面上で100mが3.3cm
以上あることを確認し
てください。